

栃木県特別養護老人ホーム入所等に係る指針（新旧対照表）

| 新 | 旧 |
|--|--|
| 1 略 | 1 略 |
| <p>2 入所の対象者</p> <p>入所の対象となる申込者は、要介護3から要介護5までの要介護者及び、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護1又は2の方の特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）が認められる者のうち、介護の必要性や居宅における介護の困難性等を勘案した別添1の「入所申込者評価基準」（以下「評価基準」という。）により算出した点数に基づく順位付け（1次判定）の結果が上位の者で、各施設が設置する入所に係る決定（2次判定）を行う検討組織（以下「入所検討委員会」という。）が認めた者とする。</p> <p>なお、特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、別添2の事情を<u>十分に</u>考慮するものとする。<u>また、地域の実情等を踏まえ、市町において必要と認める事情があれば、それも考慮すること。</u></p> | <p>2 入所の対象者</p> <p>入所の対象となる申込者は、要介護3から要介護5までの要介護者及び、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護1又は2の方の特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）が認められる者のうち、介護の必要性や居宅における介護の困難性等を勘案した別添1の「入所申込者評価基準」（以下「評価基準」という。）により算出した点数に基づく順位付け（1次判定）の結果が上位の者で、各施設が設置する入所に係る決定（2次判定）を行う検討組織（以下「入所検討委員会」という。）が認めた者とする。</p> <p>なお、特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、別添2の事情を_____考慮するものとする。_____</p> |
| 3 略 | 3 略 |
| 4 略 | 4 略 |
| 5 略 | 5 略 |

6 附則
(略)

この指針は、令和6年8月1日から適用する。

別添資料 1～2 略

6 附則
(略)

別添資料 1～2 略